

第 4444 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 3月15日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 生計を一にする親族に支払う賃料

Q：私は昨年、生計を一にする妻が所有する建物を借りて商売を始めました。妻に賃料を払っていますが、この賃料は必要経費にならないとか。どうなっているのですか？

A：生計を一にする親族に支払う賃料は、事業所得の必要経費になりませんが、建物の償却費は必要経費に算入することができることとなっています。

【解説】

所得税では、生計を一にする親族に支払った金額は、それが対価性があると認められるものであっても、必要経費に算入することができないとする一方で、その支払いを受けた対価の額は、その親族の所得の計算上ないものとみなすこととなっています。

したがって、お尋ねのように生計を一にする親族から建物を借りて、その親族に賃料を支払ったとしても、それは事業所得の必要経費としては認められないこととなります。

ただし、ご質問のような場合では、その建物に係る必要経費にされるべき金額は、事業主の事業所得の必要経費に算入することができますので、建物に係る減価償却費や固定資産税など、その建物を維持管理するための費用は、あなたの事業所得の必要経費に算入されますので、忘れずに計上してください。

